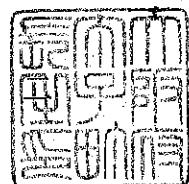


太秘第324号
令和4年3月18日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
河内地域協議会
議長 鳥井一雄様
南河内地区協議会
議長 畠山利次様

太子町長 田中祐



2022（令和4）年度 政策・制度予算に対する
要請について（回答）

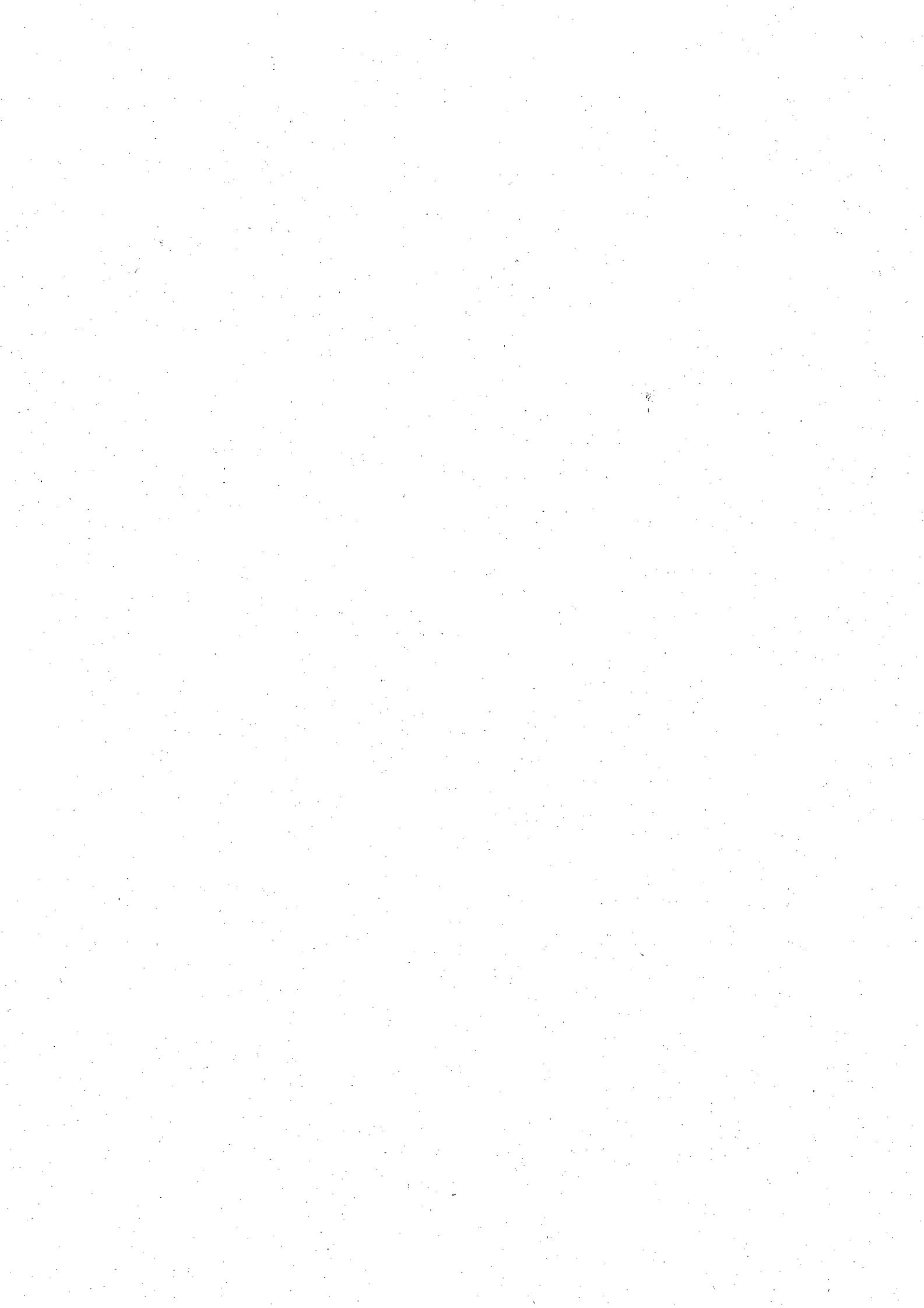
2021年10月5日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答
いたします。

お問合せ

太子町政策総務部秘書政策課（横田）

TEL: 0721-98-5531

E-mail: hisyo@town.taishi.osaka.jp



太子町

【回答シート】

2022（令和4）年度 政策・制度予算要請 〔（★）重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【8項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかつた事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を開設するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【回答】

就職氷河期世代を含む幅広い年齢層を対象とした職員採用を継続してまいります。中高年者やひとり親家庭を対象とした相談を行う「求人・求職情報フェア」を行うとともに、資格取得のための職業能力開発事業を広域連携で実施しています。

<継続>

② 地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化されること。

【回答】

地域労働ネットワークにおいて就労支援の施策を共有し、引き続きコロナの影響を受けた就職困難層に向けた情報発信を行ってまいります。

<継続>

③ 障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

【回答】

障がい者雇用については、法定雇用率を遵守しながら雇用に努めているところです。また、障がい者一人一人に対する必要な合理的配慮や相談体制をさらに充実させる施策を進めてまいります。

中小企業における障がい者雇用を促進するための情報発信を継続するとともに、雇用率の上昇に向けた新たな支援について検討してまいります。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【回答】

令和2年3月に策定した「第2次太子町男女共同参画推進計画」は、「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえて作成しており、庁内の関係部門が連携して取組を進めています。新しい「おおさか男女共同参画プラン」については、本町の男女共同参画推進とあわせて積極的に情報発信に取り組んでまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあります、支援体制を充実・強化すること。

【回答】

法令等の浸透が図れるよう、広報・ホームページ等での情報発信を継続してまいります。

<新規>

②事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

【回答】

本町の「いのち支える自殺対策計画」に基づき啓発、対応してまいります。

職員については健康診断時にはストレスチェックを実施し、その結果に基づき産業医の面談を行う等、メンタルヘルス対策の推進に努めているところです。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【回答】

外国人労働者に対する環境整備に係る必要な施策及び新型コロナウイルス感染症に係る多言語による情報提供について検討してまいります。

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者の配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く町民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【回答】

労働者に向けた支援施策の周知を継続して実施してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1)中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

ものづくり産業の維持・強化に向けた支援制度について検討してまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【回答】

技能五輪への挑戦支援について検討してまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【回答】

中小企業への融資制度について広く周知するとともに、融資を受けた事業者に対し、経営継続のための支援金を支給しています。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準(17.6%)よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【回答】

BCP策定率向上に向け窓口に来る事業者に直接案内するなど、普及に努めてまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しづ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【回答】

関係機関と連携し、相談体制の充実を図ってまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について【総合評価制度未導入市町村】

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総

合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

総合評価入札制度の導入については、制度の性質を踏まえた上で、本町が発注する契約のうち、どのような契約に導入することができるのか、引き続き検討に努めてまいります。

公契約条例については、大阪府や近隣の市町村の動向を踏まえ、対応していきたいと考えています。

<継続>

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて【条例未制定市町村】

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

【回答】

「中小企業振興基本条例」の制定を検討してまいります。

<継続>

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

【回答】

本町では、ふるさと納税の活性化するために、従前から実施している事業者向け説明会や、各種イベント等におけるパンフレットの配布に加え、新規事業者開拓も積極的に行っております。ふるさと納税のポータルサイトにつきましても、従前の1サイトから4サイトに増やし、全国的に広くPRを行うことで、より寄附をしていただきやすい環境を整えております。

また本町では、寄附者の意思を反映できるよう、①歴史資源と自然環境の保全と活用に関する事業、②未来を担う子どもたちの健やかな成長に関する事業、③住民との協働によるまちづくり事業、④その他町長が必要と認める事業の4事業を選択できるようにしております。

寄附者の思いの詰まったふるさと太子応援寄附金を活用し、地域活性化をはじめ、行政サービスの向上に努めます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【15項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について(★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量とともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に對して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画

2021」の推進へ向け広く町民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

地域包括ケアシステムの深化・推進については、現在「第8期介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの提供体制の整備をはじめ、生活支援体制整備及び認知症施策推進などの取り組みを進めており、引き続き地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。今後も、介護保険事業計画等推進委員会や地域での勉強会・集いの場など、多くの関係者の意見を収集するとともに、広報紙などを活用し、各取り組みについての情報発信を充実していきたいと考えています。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うこと。

【回答】

若い世代の受診勧奨として、20歳になる女性に個別通知（子宮頸がん検診）を行っています。また、子育て世代には検診時の保育サービスを実施し受診しやすい環境整備を図っています。

「アスマイル」については、これまで、健診の場やイベントでのPRを図っているところです。本町では以前から三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の後援と地元企業や事業所からの協賛を得て、「たいしくんスマイル」と名づけた健康マイレージ事業を実施しているところでもあり、両事業が相乗効果をもたらすよう、PRに努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】

本町には、公立の医療機関はありませんが、本町所属の保健師等医療専門職について、毎年の外部研修等の機会を確保しています。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【回答】

本町の医療機関は、民間の診療所6件で、診療科目として内科・小児科が2件、内科・消化器内科（胃腸内科）が1件、歯科医院が3件となっています。他の専門診療科目の医療機関の誘致は以前からの課題となっていますが進んでおらず、一昨年には院長逝去により整形外科医院が閉院するなど、現状の維持が厳しい現状となっています。

また、医療提供体制の検討や高度医療機器の共同利用等については、二次医療圏域の一員として、南河内保健医療協議会で協議、検討しています。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、待遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

介護報酬改定に伴う介護職員待遇改善や介護職員の人材確保・定着等については、南河内地域介護人材確保連絡会議や大阪府と連携し、取り組みを進めています。また、事業所への支援や各種研修費用等の助成や、介護職場における労働環境の改善へ向けての見守りシステムの費用助成については、国・府及び他市町村の取り組みを注視してまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実

効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント等の業務に加え、社会保障充実分の4事業を含む地域支援事業等についても、効果的・一体的に取り組んでいます。また、太子町社会福祉協議会と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」により、多機関の協働による包括的な支援体制を実施しています。今後も引き続き、地域包括ケアシステムを活用し、各取り組みについての情報発信の充実を図ってまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めるここと。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

【回答】

現在、町内には幼稚園が1園、認定こども園が1園、認可保育所が2園あり、その他、町外の施設へ委託することで、教育・保育の提供の調整に努めています。今後も保育ニーズが増加することから、需要と供給の調整を図りながら利用定員の弾力的運用を行う等、待機児童が発生しないよう努めてまいります。

障がいのある児童の受入については、各施設の受入態勢が確保できるかを検証してまいります。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、各施設と連携を取りながら入所出来るように努めています。

<継続>

②保育士等の確保と待遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の実施へ向

け取り組むこと。

【回答】

町立幼稚園においては、幼児教育の質を高めるため、ハード・ソフトの両面から取り組んでいる。本年度は園務改善および幼児教育の資質向上を目的とし、無線 LAN の整備やタブレット端末の配備等、ICT 環境を整えた。また、幼稚園教諭への研修の機会を設け、資質向上に努めています。

保育や幼児教育の質については、各保育所等に対し、各種補助制度について十分な周知を行い、補助制度を活用することで、保育の質の確保に努めて頂くよう促してまいります。

また、職員の雇用、職場環境については、適正な配置や研修の参加に努め、各施設と情報共有や課題解決に向けて連携をとり、質の向上に努めています。

保育士の確保については、環境整備等の支援方法について検証し、支援策を検討してまいります。

放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業については、支援員が必要な研修を受講し自己研鑽を積み重ねることで、子どもたちが安全で安心できる放課後の生活を保障することができるよう保育の質を高めるとともに、支援員の処遇改善にも併せて取り組むよう努めています。

＜継続＞

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

体調不良児対応型病児保育事業につきましては、1園が事業を実施し、残りの園についても実施に向けて検討を行っています。また夜間、休日保育等の拡充及び各種保育サービスのニーズについても研究してまいります。

＜継続＞

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

本町には、企業主導型保育施設はありません。

＜継続＞

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回答】

大阪府における自立支援事業の学習支援や、本町では子育て支援連携支援員による生活支援事業を行っています。また、各団体や地域に応じた実情を把握し、支援方法及びネットワークの構築について検討してまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、町民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

児童虐待防止に関して、11月のオレンジリボンキャンペーンにおいて、庁舎内にオレンジリボンツリーを設置、また広報紙、HP、太子TVをはじめ、商業施設において街頭啓発を実施し、広く住民に呼びかけを行っています。また、相談業務が複雑化、多様化する中で、職員の専門性を高めるため、大阪府における研修会に参加し、スキルアップに努めています。加えて、要支援児童及び要保護児童への支援業務の強化を図るように、子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と協力、連携を図りながら虐待防止に努めています。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV（ドメスティックバイオレンス）の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立と、DVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

【回答】

本町ではDV窓口担当課と、児童虐待の担当課とは別となっておりますが、協力・情報共有を行い、相談体制の充実に努めています。

また、子育て短期支援事業については、里親等、子どもの養育を担う新たな受け皿の確保を行うため、関係機関及び児童養護施設と連携し、本町役場のスペースを活用して広報活動や、制度に関する相談会を行っています。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

本町では、休日診療所や休日・夜間の二次救急医療と小児救急診療について、単独での実施が困難なため、近隣市町村と連携し、広域で実施しています。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNSなどによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】

本町では、「いのち支える自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成など、自殺防止対策に取り組んでいます。また自殺対策計画推進委員会のメンバーである、警察、救急等と情報連携を行う等の取組みも進めています。

4 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と充実について(★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を早期に配置すること。

【回答】

少人数学級については、今年度、少人数加配を活用し小学校1学年を除き35人学級が実現できました。引き続き少人数学級の実現に向けて大阪府に加配教員の確保について要望してまいります。また、次年度においては町単費で非常勤講師を配置する予算要求中であり、令和4年度については、町立小中学校全学年において35人学級を実現する予定です。

教職員の長時間労働につきましては、校務支援システムによるタッチパネル方式の出退勤システムにより管理しており、また夏季休業中に学校閉庁日を設定するなど、引き続き働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

子どもに関わる様々な課題の解決のため、SC、SSWについては、全ての町立学校に配置しています。今後も子どもたちの小さな変化に気づき、対応できる組織作りを推進してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について(★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求める。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】

奨学金については、制度の拡充等図られるよう引き続き国、府に要望してまいります。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことからも、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【回答】

令和3年3月に策定した、「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」において、「人権尊重のまち“たいし”」を基本方針に、あらゆる差別の解消をめざして、「人権教育・啓発の推進」「情報の収集・提供機能の充実」「相談体制の充実」「人権リーダーの養成」などに取り組んでいます。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例未設置】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題とし

て多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

【回答】

「第2次太子町男女共同参画推進計画」「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」の両方において、性的マイノリティに対する理解促進と配慮をめざして、啓発の推進、情報提供と相談機能の充実、申請書や証明書類の不要な性別欄の削除などに取り組んでいるところです。また、「同性パートナーシップ条例」については、住民の理解促進や近隣自治体の状況を踏まえながら検討してまいります。

<継続>

(3)就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

就職差別については、大阪労働局との連携のもと、企業人権協議会を通じて企業への啓発に取り組んでいます。また、就職差別撤廃月間の取り組みとして街頭啓発などを通じて住民に周知しているところです。部落差別解消法についても、人権協会や人権擁護委員の協力を得て、ホームページや広報への掲載、ポスターの掲示、啓発物品等の配布により住民への周知啓発に努めています。今後もあらゆる差別の撤廃にむけた取り組みを進めてまいります。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強く求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策については、国の臨時交付金を最大限有効に活用して取り組んでいるところですが、大阪府においては本町の取り組みに対しての相談先として、また必要に応じて財政支援を要望することも必要と考えています。

また、財政状況の見える化にも取り組んでおり、職員向け、住民代表向けにも直接、決算説明会を開催するなどしています。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、収集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【回答】

本町におけるデジタル化の推進については、これまでに職員のオンライン会議の環境整備、AIによる議事録作成支援システム及び町ホームページ上で問い合わせに対応するAIチャットボット、庁内コミュニケーションの効率化を図るためのチャットシステムの導入を行いました。また、令和3年度におきましても議会ペーパレスシステムの導入及び庁内Wi-Fi環境の整備、役場庁舎1階住民ホールや万葉ホールにおける公衆無線Wi-Fiの整備を予定しています。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

本町の投票所（期日前投票所も含む）は集会所、小学校、役場内に設置しています。期日前投票制度の浸透や投票システムの導入に伴う待ち時間短縮などにより、投票者数も増加しているところで、今後も、投票率の向上に取り組んでまいります。また、記号式投票などについては、メリットも多く考えられますが、コスト面やセキュリティ面などの懸念や課題もあるため、国や府などの動向を注視し、近隣の状況も踏まえながら検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、町民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的とした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】

買い物時や外食時における食品ロスを減らすための具体的な取り組みをホームページや広報紙に掲載し、住民に対して啓発を行っているところです。今後も、家庭でできる取り組みについて情報発信を充実していきたいと考えております。また、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して食品ロス削減に向けた働きかけを行ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

町内にはフードバンク活動団体はありませんが、大阪府内で実施されているフードバンク活動に関する啓発を行っていきたいと考えております。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

カスタマーハラスメントの抑止・撲滅のため、消費者への啓発・周知を継続し行います。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】

警察などと連携し、特殊詐欺防止のための啓発活動などを、引き続き実施してまいります。

<新規>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】

太子町では、本年 7 月にゼロカーボンシティー宣言をしました。今後は、2050 年カーボンニュートラルに向けてロードマップを策定し、具体的な方向性を検討してまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】

近隣市町村の状況を踏まえながら検討してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11 項目】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

本町区域に鉄道駅はありませんが、住民の多くが利用されている鉄道駅について、公共交通機関のバリアフリー化促進の要望等に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政

措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

本町区域には、鉄道駅がございませんので、駅等に関する財政支援は行っておりません。また地域公共交通として、町内を運行しているバス事業者と、町が運行しているバスにつきましては、高齢者や障がい者の方に対する運賃割引や乗換補助など、高齢者や障がい者の方々にも利用しやすい形で運行しております。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【回答】

「キッズゾーン」については、本町内の保育施設等と必要性について協議・検討を行い、設定を行う場合には、各関係機関と協議・調整に努めてまいります。また、危険箇所についても点検確認を実施しており、各関係機関と連携・調整し交通安全対策に努めてまいります。

保育施設周辺の道路の安全確保のため、ガードレール等、未設置の箇所について確認し、設置必要箇所については早期の設置に取り組みます。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【回答】

令和3年度に防災ハザードマップの見直しを実施しており、見直し後、速やかに全戸配布を行うとともに、啓発を行ってまいります。また、各町会における自主防災組織に対し、防災用品購入助成補助を今後も継続するとともに、平成28年度から実施している総合防災

訓練などにつきましては、コロナ禍により中止を余儀なくされていますが、コロナ禍においても実施できる訓練を、積極的に実施及び支援してまいりたいと考えています。

災害情報の伝達につきましては、各戸配布している個別受信機等による防災行政無線を中心に行っております。また、現在見直しを行っている地域防災計画は、新型コロナウイルス感染症対策に対応した内容とともに、避難所開設時において、発熱者の避難所や用具を、別に確保するなど感染症対策を行った上で、新たにマニュアルを策定しています。

＜継続＞

(5) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】

災害時における職員配備マニュアルを整備しており、災害発時に速やかに初動体制を確立し、迅速かつ適正に災害対策を実施できるよう体制を構築しています。なお、災害時の相互応援体制については複数の自治体間で構築していますが、災害時の職員の自宅最寄りの自治体への出勤については、今後柔軟に対応できるよう事例研究を行ってまいりたいと考えています。また、ハザードマップやホームページ等を通じて企業・住民への日頃の防災意識の啓発を行うとともに、災害ボランティアに関しては町社会福祉協議会等と連携し、災害対策を強化してまいりたいと考えています。

＜継続＞

(6) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

＜継続＞

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起り、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

本町が整備している防災マップに、土砂災害警戒区域等の危険箇所や浸水想定区域につ

いて掲載しており、周知を行っているところです。なお、現在大阪府で浸水想定区域の見直しが行われたことから、整合を図るため令和3年度において防災マップの見直し及び各戸配布します。

＜継続＞

(2)災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大規模自然災害の発生が予測される場合に大阪府が発表する災害モード宣言について、発表された場合は、本町においても住民に周知を行ってまいります。なお、本町においては、気象庁等が発表する気象情報に応じて、避難指示等を発表する体制を整えているとともに、避難所開設時は、コロナ対応を行った開設ができる体制となっています。

＜新規＞

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【回答】

鉄道における被災については、事業者及び関係機関と連携を取りながら、速やかに対応を行います。

＜継続＞

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナー・モラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

公共交通機関における暴力行為防止に向けた啓発活動等につきましては、各公共交通機関等から要請があった際には、協力し、掲示等により啓発活動を行います。

今後におきましても、公共交通機関での防犯防止をはじめとする各種犯罪に対する施策等について、富田林警察署をはじめ関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

＜継続＞

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】

本町では、太子町地域公共交通会議を設置し、持続可能な公共交通を目指して実証運行しております。今後もより良い交通体系を検討していくとともに、公共交通の利用が困難な者に対して、外出支援相談窓口を設置し、ひとりひとりに合った福祉の移動サービスの案内を行っています。特に、高齢者の外出支援として、交流や買い物を含めた社会参加がしやすくなるよう、移動販売車の協定を締結しています。また、高齢者を対象として住民主体による移動支援サービスを行っている団体に対し、更なる支援強化として「公用車貸出事業」の実施や、太子町社会福祉協議会による「買い物ツアーや」を実施しております。今後は「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組み効果の検証を行い、各関係団体と連携を取りながら、より一層のフレイル予防と健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めてまいります。

＜継続＞

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

太子町の水道事業につきましては、大阪広域水道企業団により行っています。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について(★)

＜継続＞

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることの

ない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回答】

病床の確保については、二次医療圏域の一員として、南河内保健医療協議会で協議、検討しています。

<継続>

②感染者受け入れ体制について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする充分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【回答】

療養施設の確保を担う大阪府等と連携してまいります。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【回答】

大阪府等と連携し、対応してまいります。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】

感染防止対策を実施している事業所に対する支援や体制整備の強化について、今後の検

討課題としてまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

【回答】

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等に伴う感染拡大防止については、国及び大阪府からの情報の収集に努め、防災行政無線放送やホームページなどにおいて町民にわかりやすい周知啓発を行います。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】

本町では地域医師会の協力のもと、医師会管内の4市町村が連携し、ワクチン接種を実施しています。今後も迅速な接種のため、国、大阪府に対して必要となる支援を求めてまいります。また、住民への情報提供については、町ホームページや広報紙はもとより、戸別防災行政無線放送も活用し進めてまいります。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

【回答】

本町でも以前、医療従事者が認められていない3回目接種を行った事例があり、対策の検討を行いました。原因として、本人の虚偽申告、医療従事者等への接種券発行前の前倒し接種開始、接種日とそのデータ登録のタイムラグによる確認手段の不備が判明し、再発防止に対策を検討実施してまいりました。その結果、先の事例以降、間違い接種の発生はありません。また、ブースター接種については、国が示す接種間隔で、希望者が迅速に接種できるよう、地域医師会の協力のもと進めています。

<新規>

⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は

多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

【回答】

大阪府富田林保健所管内の自治体である本町として、府保健所と連携協力を図っています。

<継続>

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】

令和3年3月に町内の全戸に対して啓発チラシを配布し、新型コロナウイルス感染症に起因する差別が許されないものであることを、広く啓発しています。ワクチン未接種者への差別など、新たな事象に対しても、ホームページや広報誌への掲載、チラシの配架などを通じて、引き続き啓発を行ってまいります。また、ワクチン接種については任意であることを啓発しています。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について(★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】

国と協議し、雇用調整助成金特例措置が継続して行われるよう努めてまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組

みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】

広報紙・ホームページ等での事業者への周知を継続して行ってまいります。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【回答】

生活困窮者に対しては、現在住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の給付を行うべく準備を進めている状況であり、本町独自の生活困窮者及びひとり親家庭に対する支援金制度については今後の検討課題としており、今後も引き続き相談内容に見合った対応を行ってまいります。また、特例貸付における返済措置期限の延長などについては大阪府社会福祉協議会と協議しつつ、国に要望してまいります。

支援制度の活用促進につきましては、生活困窮者などに対し、現行の支援制度についてホームページ等、更なる周知を行いつつ、関係機関と連携しながら申請手続き等の簡素化に努めてまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことからも、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】

国や大阪府の支援金の対象とならない事業者を対象とした「太子町事業者一時支援金」を創設し、経営継続のための支援を行っています。